

岩手県告示第 592 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の期間及び場所

(1) 期間 平成 19 年 10 月 22 日から平成 19 年 11 月 16 日まで

(2) 場所 胆沢郡金ヶ崎町六原 岩手県立農業高等学校、気仙沼群住田町世田米 岩手県農業研究センター畜産研究所 種山畜産研究室

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 概ね 40 人

4 受講手続等

(1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和 35 年岩手県告示第 328 号）第 6 条に規定する書類を平成 19 年 9 月 21 日までに最寄りの広域振興局等の農政担当部に提出すること。

(2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い当該希望者に受講の諾否を通知する。

5 その他 詳細については、最寄りの広域振興局等の農政担当部に問い合わせること。